

名古屋市禁煙外来治療費助成事業

禁煙治療終了後(5回受診)、名古屋市に申請すると、**治療費の自己負担額の2分の1(上限1万円)**が返ってきます！

対 象

名古屋市に住民登録のある満20歳以上の方で公的医療保険が適応される禁煙外来を受診し、治療を完了された方等
(治療を自己判断で中断した方は助成の対象外です。)

助成内容

公的医療保険が適応される禁煙外来治療にかかる自己負担額の**2分の1**(上限1円)

禁煙治療の公的医療保険適用条件

- ・ニコチン依存症と診断された方
- ・ただちに禁煙をしようと考えていて、治療に同意すること
- ・35歳以上の方については、1日の喫煙本数×喫煙年数が200以上であること
- ・保険が適応される標準的な禁煙外来治療は12週間にわたり、計5回(初診診察から2週間後、4週間後、8週間後、12週間後)の受診が必要です

申請フロー 簡単5ステップ

1

禁煙外来治療
開始

2

治療完了

3

申請

4

交付決定

5

口座振替により
助成費を交付

申請期限

原則、禁煙外来治療が完了した月の翌月の末日まで

申請方法

治療完了後、名古屋市健康増進課へ必須書類を郵送、電子メール、または持参のいずれかで提出
※必須書類: 申請書、医療機関の領収書、診療報酬明細書および調剤報酬明細書